

# 平成25年度 税制改正大綱

## 中小企業の交際費枠の拡大 事業承継税制の適用要件緩和など 法人会の改正要望盛り込まれる!

政府は本年1月29日、平成25年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱には、法人会がかねて強く求めていた中小企業の交際費枠の拡大、相続時精算課税制度の拡充、事業承継税制の適用要件の緩和などが盛り込まれるとともに、設備投資や研究開発を促進し、雇用や所得の増加につなげるための企業向けの減税策がうたわれています。

主な内容をお知らせします。



### 法人税関係

#### ■交際費枠の拡大

中小企業が支出する交際費について、限度額を800万円(現行600万円)まで引き上げ、損金不算入措置(現行10%)を撤廃、よって800万円以下の部分については、全額損金算入が可能となりなります。

#### ■生産設備投資促進税制の創設

設備投資金額が減価償却費を超え、かつ、設備投資額が前年に比べて10%超増加の場合は、30%の特別償却又は3%の税額控除が認められます。

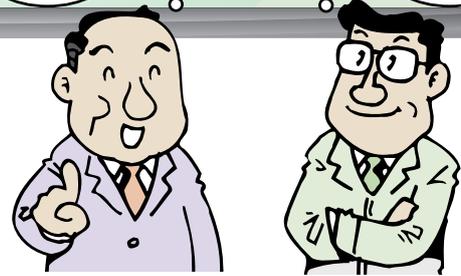
#### ■経営改善に向けた設備投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者が、商工会議所、経営革新等支援機関による指導を受け、設備投資を行った場合は、30%の特別償却又は7%の税額控除が認められます。

#### ■所得拡大促進税制の創設

下記の要件を満たす給与の増加額について10%(中小企業は20%)の税額控除が認められます。

- ・給与が基準年度に比べ5%以上増加
- ・給与が前年対比で減少しないこと
- ・平均給与が前年対比で下回らないこと



#### ■雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の税額控除額が1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。また、高年齢継続被保険者になった者も雇用者として算定できるようになります。

※各項目とも平成25年4月1日開始事業年度から適用

### 所得税関係

#### ■所得税の最高税率の見直し

所得税の税率について、課税所得4,000万円超について45%に引き上げられます(現行1,800万円超40%)。

※平成27年分から

#### ■日本版ISAの導入

年間100万円までの上場株式等への投資について、ISA口座内で保有していれば、最大で5年間は配当・譲渡益が非課税となります。

※平成26年分から